

「日常生活に必要最小限の部分の応急修理」について（災害救助法）

制度概要

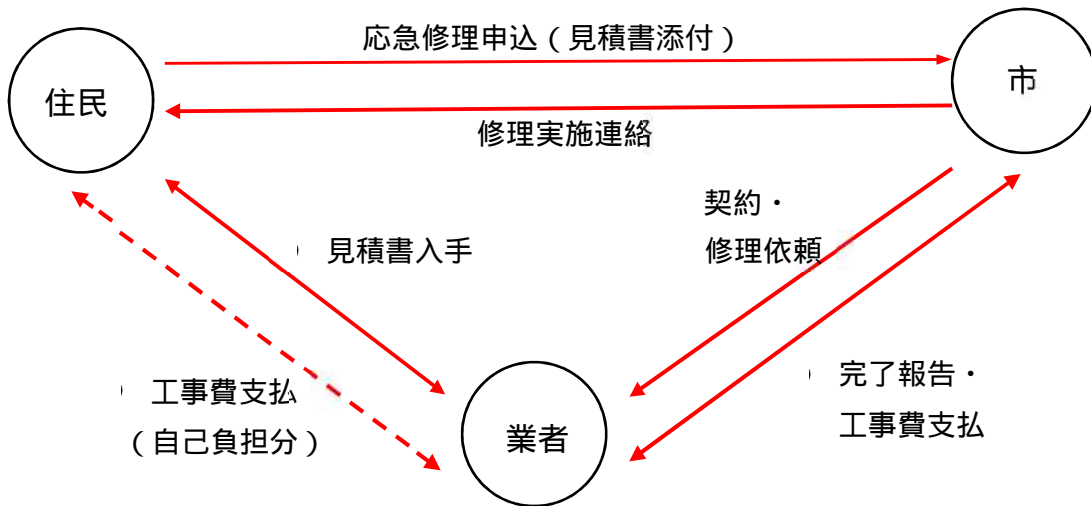
地震により被害を受けた住宅の日常生活に必要最小限の部分（屋根・居室・台所・便所・トイレの床・壁・窓など）の応急修理について、住民からの申請に基づき、市が業者に修理を依頼し、実施します。

対象：

- ・災害により被害を受けた住家が、り災証明で「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の判定を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- 「準半壊」とは、家屋の損害割合が家屋全体の10%以上20%未満が判定基準となっていますので参考としてください。
- 住家が対象となります。物置、倉庫、駐車場等は対象となりません。

支援金額： 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：706,000円以内
準半壊：343,000円以内

申込：



- ・支援金額超過分は自己負担となります。
- ・工事前、工事中、工事後の写真の提出が必要です。
- ・住宅設備のグレードアップは対象となりません。

期間：令和6年12月31日（火）までに完了すること。

【問合せ先】福井市 建設部 建築事務所 住宅政策課

TEL : 0776-20-5571

E-mail : jutaku@city.fukui.lg.jp